



三重県公報

令和5年2月14日 (火)

第 387 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
77	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	2
78	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	2
79	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	2
80	地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託	(教 育 委 員 会)	3
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	3
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	3
	同伴	(同)	3

告 示

三重県告示第 77 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鈴鹿
鈴鹿市庄野羽山 3000 番 3
- 2 鈴鹿市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 2 月 14 日から同年 3 月 14 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 78 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて、告示の日から 30 日間縦覧に供します。

令和 5 年 2 月 14 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
柏野地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の所在地
松阪市飯高町森
- 3 区域の土地の表示
松阪市飯高町森字上岡 2973 の一部、2974 の一部、2975 の全部及び 2976 の一部の土地、字ひのたに 2982 の一部、2983 の一部、2984 の全部、2985 の一部、2985-1 の一部、2986 の全部、2987 の全部、2988 の一部及び 2990 の一部の土地、字今屋林 2991 の一部、2992 の全部、2993 の全部、2994 の全部及び 3127 の一部の土地、字四方垣内 2995 の全部、2996 の一部、2997 の一部、2998 の全部、3093 の一部、3094 の一部及び 3095 の一部の土地、字上嶋 2999 の全部、3000 の全部及び 3000-1 の一部の土地、字ほり切 3001-1 の一部、3001-3 の一部、3002-1 の一部、3002-2 の全部及び 3003 の全部の土地、字うへ 3004 の一部、3005 の一部、3006 の一部、3006-1 の一部、3007 の全部、3008 の一部、3009-1 の一部及び 3009-2 の全部の土地、字上の田 3015 の一部、3016 の全部、3017-1 の一部及び 3018 の一部の土地、字家の前切 3031 の一部の土地、字西垣内 3096 の一部、3096-2 の一部、3098 の一部、3099 の一部、3100-1 の一部、3101-1 の全部、3101-2 の全部、3101-3 の全部、3101-4 の全部、3101-5 の一部、3101-9 の一部、3101-10 の全部、3102-1 の一部、3103-1 の一部、3103-3 の一部、3104-1 の一部、3104-2 の全部、3104-3 の一部、3104-5 の一部、3105-1 の全部、3105-2 の全部、3105-3 の一部及び 3105-5 の一部の土地、字しが原 3125-1 の一部、3125-2 の一部、3126-1 の全部、3126-2 の一部及び 3128-1 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第 79 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 5 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	松本支店	四日市市松本3丁目8番 5号	四日市市ときわ1丁目2番 7号(常盤支店内)	令和5年3月6日

三重県告示第 80 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立久居農林高等学校の動物に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 5 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託先
三重県四日市市西坂部町 5320
藤澤畜産
- 2 委託期間
令和 5 年 1 月 16 日から同年 3 月 31 日まで

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、鈴鹿市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 5 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和 4 年 12 月 20 日から令和 5 年 3 月 15 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市岡田三丁目

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 1 月 31 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（数値図化）
- 2 作業地域
津市美杉町竹原、同市美杉町八手俣、同市美杉町八知、同市美杉町太郎生、同市美杉町三多気、同市美杉町杉平、同市美杉町石名原、同市美杉町川上、同市美杉町奥津及び同市美杉町下之川

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 1 月 30 日に終了した旨、四日市市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 5 年 2 月 14 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
四日市市大字六呂見

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
